

かがわDX Lab実証研究事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 かがわDX Lab実証研究事業費補助金（以下、「補助金」という。）については、香川県補助金等交付規則（平成15年3月25日規則第28号）（以下、「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、かがわDX Lab会員が本県をフィールドとして実施する実証研究に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、かがわDX Labの官民連携による地域課題解決を通じたまちづくりの共創・創発活動を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「研究項目」とは、本県を実証フィールドとし、地域課題を解決することで住民生活の質の向上につながるものであり、かがわDX Lab実証研究項目選定委員会の審査を経て選定されたものをいう。
- (2)「ワーキンググループ」とは、かがわDX Labにおいて官民で構成され、前号に規定する研究項目について、課題の深堀や効果的な解決策の検討などの活動を行うものをいう。

(補助事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、かがわDX Labにおける研究項目のうち、ワーキンググループの活動を通じ、実証研究計画が作成された事業とする。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金交付の対象者は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条の補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第2に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認められるものについて交付する。ただし、経常的な経費、租税等法令上支払うべき経費、汎用性の高い備品等に係る経費その他補助事業の目的に合致しない経費及び消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

2 補助対象期間は、補助金交付決定日から当該年度の3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。なお、2以上の者によって、補助対象事業を実施する場合は、代表者を1者選定すること。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第5条第1項の規定により消費税を納める義務がある者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

（交付の決定）

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により、消費税等仕入控除税額の減額がなされないうで交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助事業の内容等の変更等）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の主たる内容を変更するとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（2）補助対象経費の合計額の20%を超えて変更する場合

2 知事は、前項の承認をする場合は、補助金事業変更承認通知書（様式第4号）により通知する。なお、交付決定額の変更を伴うときは、補助金事業変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 知事は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第 7 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは、速やかに補助金状況報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助金の支給を受けようとする補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 1 条第 1 項の規定により廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定をした年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第 9 号）に、次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業報告書
- (2) 収支を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条第 1 項の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 16 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、補助金精算払請求書（様式 11 号）により、知事に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 知事は、前条の規定による補助金の交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助事業者は、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 1 2 号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 1 5 日以内とし、期限内に納付がない場合には未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 19 条 知事は、第 1 1 条第 1 項の承認をする場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 8 条第 1 項又は第 1 0 条第 2 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助対象の要件を満たさなくなったとき。

（2）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。

（3）補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。

（4）補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。

（5）補助金を補助の目的外に使用したとき。

（6）補助事業者が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられたときは、第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき香川県補助金等交付規則第 1 9 条に規定する割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 第 2 項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 2 0 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて香川県補助金等交付規則第 2 0 条に規定する割合で計算した遅延金を徴するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第 20 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳（様式第 1 3 号）を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 5 0 万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。

3 規則第 2 2 条第 2 項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年 3 月 3 1 日大蔵省令第 1 5 号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。

- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ補助金取得財産等の処分承認申請書（様式第14号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補事事業に係る経理を他の経理と区分し、当該収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定の通知を受けた日の属する会計年度の終了する日から5年間、保存しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者の（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（成果の発表）

第23条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者に成果を発表させることができる。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）

第24条 第7条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第12条、第13条、第14条第1項、第16条、第18条第1項及び第20条第4項の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助金交付の対象者
次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) かがわDX Lab内に設置されたワーキンググループに参加する者であり、かつ、かがわDX Lab会員であること。ただし、自治体は除く。 (2) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反する恐れがないこと。 (3) 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同上第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 (5) 香川県税に滞納がないこと。

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	補助金額／補助率
報償費	上限1,000万円／定額 ※ただし、補助対象経費が1,000万円未満の場合は補助対象経費の額とする
旅費	
需用費	
役務費	
外注費及び委託費	
使用料及び賃借料	
原材料費	
備品購入費	
その他実証実験の実施に要する経費	